

## 【物件設置の対象範囲について】

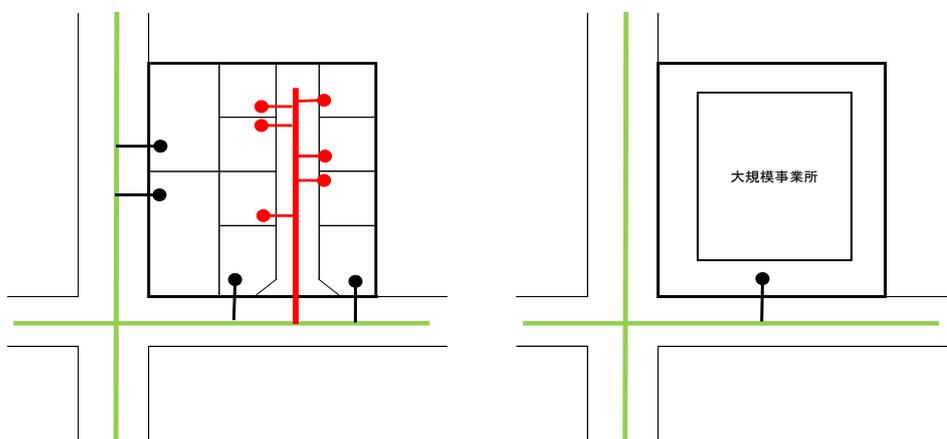
笠松町水道課

### ◇物件設置対象範囲

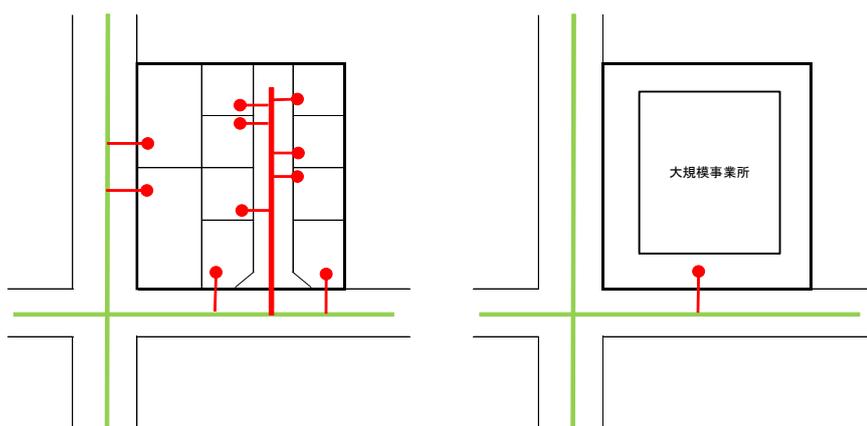
都市計画法第35条第1項に規定する許可を受けた土地（自己の居住の用に供する又は建物の敷地に供される1,000平方メートル未満の土地を除く。）による物件設置の対象範囲は、開発行為が必要となる下水道の排水施設（本管・取付管・公共汚水柵）です。

※物件設置の対象範囲（**朱書**）の参考例を新旧対象図で、下図に示します。

【旧】



【新】



### ◇上図の概要

- ・既存道路からの下水道取り出し工事が、公費負担から**申請者負担**となります。
- ・1000㎡を超える事業所の下水道取り出し工事が、公費負担から**申請者負担**となります。

施行日：令和7年4月1日より